令 和 2 年

第3回熊取町議会臨時会会議録

令和2年11月27日開会 令和2年11月27日閉会

熊取町議会

令和2年第3回臨時会会議録目次

(11月27日)

出席議員		1
		1
諸般の報告 …		1
町長挨拶		2
行政報告		2
1. 報告第	1号 損害賠償に関する専決処分報告について	2
2. 報告第	2号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
3. 報告第	3号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員	員の指名	5
会期の決定 …		5
提案理由説明		
議案第94号	令和2年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告につい	
	ζ	6
質 疑		7
採 決		7
議案第95号	一般職職員給与条例の一部を改正する条例	7
質 疑		8
採 決		8
議案第96号	令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)	8
質 疑		9
垃 沖		a

第3回熊取町議会臨時会(第1号)

令和2年第3回臨時会会議録(第1号)

月 日 令和2年11月27日(金曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

 1番
 田中
 圭介
 2番
 大林
 隆昭
 3番
 浦川
 佳浩

 4番
 坂上
 昌史
 5番
 田中
 豊一
 6番
 鱧谷
 陽子

 7番
 文野
 慎治
 9番
 二見
 裕子
 10番
 渡辺
 豊子

 11番
 河合
 弘樹
 12番
 矢野
 正憲
 13番
 江川
 慶子

14番 坂上巳生男

欠席議員 8番 重光 俊則

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 和仁 教 育 長 勘六野朗 総合政策部長 明松 大介 総合政策部理事 務 東野 秀毅 部 利秀 総 長 林 兼 財 政 課 長 住 民 部 巖根 晃哉 長 住 民 部 理 事 山本 浩義 都市整備部理事 都市整備部長 矢部 義雄 白川 文昭 兼 道路課 長

会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長藤原伸彦 書 記 瀬野裕三

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第94号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告について

議案第95号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第96号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)

議長(矢野正憲君)皆さん、おはようございます。令和2年第3回熊取町議会臨時会の開会に当たり、 一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、併せて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名であります。重光議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回熊取町議会臨時会を開会いたします。

(「11時00分」開会)

議長(矢野正憲君)また、発言される方は、マスクをつけたまま、起立の上、発言していただきますよ うお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。 議会事務局長(藤原伸彦君)それでは、諸般の報告をいたします。 例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和2年9月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、9月30日、10月20日及び11月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容は、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、 過誤のないことを確認した」ということであります。

ご参考までに、令和2年10月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

一般会計4億8,834万5,601円 国民健康保険事業特別会計2億6,614万4,822円 介護保険特別会計3,595万4,609円 墓地事業特別会計614万4,829円 後期高齢者医療特別会計4,076万5,283円 成入歳出外現金2,847万2,658円 水道事業会計4億8,898万421円 下水道事業会計1億3,571万7,506円 となっております。

以上で報告を終わります。

議長(矢野正憲君)以上で、諸般の報告を終わります。

本臨時会には、町長ほか関係職員の出席を求めております。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長 (藤原敏司君) 皆様、こんにちは。

議長のお許しを賜りましたので、一言ご挨拶申し上げます。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には、謹んでお見舞いを申し上げますとともに一日も早いご回復を心より祈念し、お亡くなりになられた故人並びにご親族の皆様には深く哀悼の意を表します。

議員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい折にもかかわりませず議案審議のために ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告について、一部改正条例につきまし ては一般職職員給与条例の一部を改正する条例、補正予算につきましては令和2年度熊取町墓地事 業特別会計補正予算(第2号)をそれぞれご提案申し上げております。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げまして、開会 のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(矢野正憲君)次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。山本住民部理事。 住民部理事(山本浩義君)それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご説明 申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分日は令和2年10月5日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和2年9月18日午後1時30分頃でございます。 事故発生場所は、熊取町大字久保2983番地の1、熊取町環境センター内でございます。 相手方の住所、氏名につきましては議案書に記載のとおりでございます。 事故の概要ですが、環境センターへ相手方が粗大ごみを自家用車で持ち込んだ際、プラットホーム内に落ちていた長さ約17ミリメートルのボルトを踏んだことで、右後輪タイヤがパンクする損害を与えたものでございます。

損害賠償額は2,200円で、全て相手方車両の修繕費でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補塡を受けることとなって おります。また、今後におきましては、当センター内において、より一層清掃に努め、事故防止を 図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようにお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分について報告を終わらせていただきます。

議長(矢野正憲君)次に、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についての件及び報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を一括して報告願います。白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長(白川文昭君) それでは、報告第2号及び報告第3号 損害賠償に関する専 決処分報告について、一括してご報告させていただきます。

まず、報告第2号をお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和2年11月5日でございます。

内容につきまして、1、事故の発生日時ですが、令和2年6月18日午後8時頃でございます。

- 2、場所は、熊取町紺屋2丁目9番21号地先の町道五門七山線でございます。
- 3、相手方につきましては、報告書に記載のとおりでございます。
- 4、事故の概要でございますが、町道五門七山線を相手方車両が走行中、舗装劣化により破損し 浮き上がっていたアスファルト舗装片が車両に接触し、車両に損傷を与えたものでございます。
- 5、損害賠償額につきましては25万6,564円で、内訳は車両の修繕料及び代車費用となってございます。

続きまして、報告第3号をお開きください。

同じく、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、 専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和2年11月5日でございます。

事故の発生日時、場所、事故概要については、報告第2号と同様です。

- 3、相手方につきましては、報告書に記載のとおりでございます。
- 5、損害賠償額につきましては148万3,000円、内訳は、車両の修繕料及び代車費用となってございます。

なお、報告第2号及び報告第3号ともに、損害賠償金は全額、全国町村会総合賠償補償保険の適 用を受け、全額を自動車損害共済金から補塡を受けるものでございます。

今回の2件の事故につきましては、経年劣化により道路中央の舗装の打継目地から亀裂が広がっていたところに、事故当日の激しい降雨が重なった結果、縦横約30センチ、厚さ5センチの舗装片が浮き上がった状態となり、走行車両2台がそれに乗り上げたことにより、車両に損傷を与えたものと考えられます。事故判明後におきましては、即日緊急復旧を行うとともに、翌日には町内幹線道路のパトロールを実施し、舗装の点検を行ったところでございます。

今後におきましても、定期的な道路パトロールなどにより事前の対応に努め、適正な道路管理に 努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第2号及び報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長(矢野正憲君)ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中圭

介議員。

1番(田中圭介君) 先ほど白川理事が言われた紺屋2丁目9-21というのはまさしく私の店の前でございます。私の店の番地でございまして、その前で148万3,000円という、どんな事故が……。アスファルトの破片が、しかも2件連続でしょう、これ。僕の店の前でそんなことがあったなんて全然知らんかったんで、ちょっとその内容というか、どういうふうな飛び方をしたのか教えてもらえますか。

議長(矢野正憲君)白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長(白川文昭君)アスファルト片、町道五門七山線につきましては5センチのアスファルトを2層、10センチ舗装しておるところなんですけれども、それの1層目、上層部分の5センチが浮き上がった。クラックが入っておりまして、30センチ角の5センチのアスファルト舗装ブロックが、当日は相当の降雨、議員も、前で起こった状況でご存じないということだったんですけれども、相当雨が降っている状況で、アスファルト舗装がどうも水で浮いていたもの、浮き上がったというんですか、そこへ車が乗り上げましてタイヤを損傷した、ホイルを損傷したというものでございます。

我々も状況につきましては、まずパンクされた車両があるということで警察のほうから連絡が入りまして、現場のほうで被害車両、報告第2号の方なんですけれども、そちらのほうの方と接触させていただいて、謝罪と今後の対応についてとともに、緊急復旧を早急にさせていただきました。

その後、緊急復旧している間に第2号の被害者の方、相手方はおうちのほうにもう帰られておりましたので、再度おうちのほうに謝罪に伺い、今後の対応も考えた上で、雨が降っておりましたので再度、役場に帰庁する前に現場のほうへ復旧の状況を確認しに戻ったわけです、夜ですけれど。その際に、また新たに報告第3号の方と警察の方が立ち会われておりまして、舗装はきれいに復旧しておりましたが、その方もパンクしていなかったんでそのまま自宅に帰られたようなんですけれども、その後事故現場に戻られ、警察と事故の検証をしておったところでした。そこへ我々、また再度、謝罪と今後の対応についてご説明をさせていただいたというものです。

それとあと、費用が相当大きいというところなんですけれども、第2号の相手方につきましては 国産車ということで、車両の修繕費というのが16万2,184円、これはすみません、レッカー代も含 んでおります。あと、25日間修理がかかりましたので、25日間の代車費用として9万4,380円、合 計25万6,564円となったところでございます。

第3号の相手方につきましては、これも右タイヤの取替え、アルミホイールの修理ということで、修理代は35万円、代車の費用が113万3,000円となってございます。これにつきましては、国産車ではなく、コロナ禍の影響を受け部品の調達をドイツ国内から船便で輸送してきたんですけれども、そこで代車の日数が約103日かかっております。それによって代車費用、これ、保険のほうにも確認をさせていただいたんですけれども、一般的に国産車でない場合はやはり一月半ぐらいは普通にかかるという中で、今回コロナ禍においてドイツ国内も混乱、輸送が停滞している状況を受け、3か月というのは一定適切やという形で保険のほうからも報告を受けたところでございます。以上です。

議長(矢野正憲君)ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番(田中豊一君)不幸にして事故で住民に迷惑をかけたんですけれども、先ほど白川理事からも報告がありました町道の点検なんです。町道五門七山線は改良工事を過去にやって、まだ比較的きれいにできているん違うかなと思うんですけれども、町内には簡易舗装であるとか、例えば永楽ダムの周りだとか、そこから斎場とか清掃工場へ行くところとか、そういう地盤改良とかできていないような道路もたくさんあると思うんです。その点検、例えば道路の点検の日を決めるとか、そういう表面の劣化に対する取組というのはどういうことをされているか、ちょっと報告いただけますか。

議長(矢野正憲君)白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長(白川文昭君)議員おっしゃるように、日にちを決めてという対応は月に1

度、道路の全体的な点検を行っております。ただし、町内一気にという状況ではできませんので、 ブロックを決めて行かせていただいております。

あわせて、月に1度、永楽ダム周辺については道路施設だけではありませんので、水とみどり課 と道路課と共同でパトロールも月に1度するようにいたしております。舗装については、道路課単 独で月に1度させていただいております。

以上です。

議長(矢野正憲君)田中豊一議員。

5番(田中豊一君) 町道になっているところも、永楽ダムとかの周辺とかというのはよく行くんで私も 道路を見ているんですけれども、例えば近畿道の側道とかああいうところで大型車がよく通るよう なところも亀裂が入ったりとか、ああいうところは走ったりとか自転車とかバイクとかで通る人も 結構あるんで、その点、気をつけてもらって人身事故につながらないように。

こういう車両の事故も大変なんですけれども、町道がどんどんやっぱり延長が延びていますので、 そのあたり計画的に、舗装も昨年の決算でしたら非常に少なかったんで、そのあたりも十分対応で きるように予算を確保してもらって、道路管理者としてのやっぱり道路法の責任があります。その 点よろしくお願いしたいんですが、その対応についてはどうですか。

議長(矢野正憲君)白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長(白川文昭君)決算委員会でもそういうご指摘をいただきまして、答弁させていただいた内容としましては、国からの補助、交付金を活用して舗装しておるところですけれども、やっぱり一定維持、道路を適切に守る上では交付金だけに頼らず、今年度につきましては単独費を一部入れまして舗装の復旧も対応しているところでございます。

内示額となった舗装修繕事業であったり路面下空洞調査につきましては、この11月6日でございますが、町長も国土交通省のほうに出向いていただきまして、大臣官房総括審議官と面談を行って要望もしていただいたところでございます。

今後も、我々道路事務部局としても、大阪府の道路部局のほうにも働きかけて補助金、交付金の 獲得と、一定事業費をもって舗装を計画的に復旧していくというところには取り組んでまいりたい というふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長(矢野正憲君)田中豊一議員。

5番(田中豊一君)努力していただいているのは分かるんですけれども、こういう道路、今回の件も含めて、やっぱり町民の命と財産を守るという意味で、補助金を頂くというのは非常に大事なことです。以前でしたら単独費でも結構つぎ込んでやっていましたけれども、財政逼迫の中だから無理もないところがあるんですけれども、こういう事故が頻繁に起こってくると道路管理者の責任として、これはちゃんと法律でそういう定めがあるわけですから、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長(矢野正憲君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。 以上で行政報告を終わります。

議長(矢野正憲君)それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議 長が指名いたします。議席6番 鱧谷議員、議席7番 文野議員、以上のお二人を指名いたします。 よろしくお願いいたします。

議長 (矢野正憲君) 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長(田中豊一君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

本日、11月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年第3回熊取町議会臨時会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日11月27日の1日間といたします。

次に、議事日程につきましては、議案書に記載のとおりといたします。

なお、本臨時会に提出されております議案は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただ きます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長(矢野正憲君)お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月27日の1日間と決定いたしました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第3 議案第94号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専 決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第94号 令和2年度熊取町一般会計補正予算 (第9号)の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和2年10月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費でございます。 当初予算にて寄附額を1億円と想定し関連予算を計上しておりましたが、寄附額が1億円を上回っ たことから、想定寄附額を昨年度実績並みの2億3,000万円に変更し、必要となる関連経費を専決 予算として編成したものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧になってください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,692万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億1,292万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。 6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援 寄附金6,692万7,000円の増額につきましては、歳出補正額と同額を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧になってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費5,200万円の増額につきましては、所要見込額の増によるものでございます。その下のクレジットカード等決済手数料134万7,000円の増額につきましては寄附金の決済に係る所要見込額の増によるもの、最後の公金支払システム使用料1,358万円の増額につきましても、ポータルサイト使用に係る所要見

込額の増によるものでございます。

以上で、議案第94号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員会付託を省略することに決しました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専 決処分報告についての件を採決いたします。

議案第94号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第4 議案第95号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長(林 利秀君)それでは、議案第95号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご 説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和2年10月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

今回は期末手当の支給率の改正のみとなってございます。期末手当の基準目が12月1日となっていますので、本臨時議会にてご審議いただき、ご可決いただいたならば改正後の支給率を適用していくこととしてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、資料3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なることから、同じ条項を2度改正する2条立ての 手法を取ってございます。

まず、第1条による改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第20条第2項は一般職の期末手当の支給割合に係る支給率の改正で、現行「100分の130」を「100分の125」に改正するものでございます。

また、同条第3項に規定する再任用職員の支給率は、今回変更はございませんが、この規定中に一般職職員の支給率を規定しているため、第2項と同様に「100分の130」から「100分の125」に改正するものでございます。

次に、資料4ページをご覧ください。

第2条による改正でございます。

第1条で改正した第20条第2項の一般職の期末手当の支給率「100分の125」を「100分の127.5」

に改正し、夏と冬の期末手当の支給率を同じとするものでございます。

また、同条第3項に規定する再任用職員に適用する一般職職員の支給率区分についても、資料3ページで説明しましたとおり、同様の改正を行うものでございます。

次に、資料5ページをご覧ください。

附則第2条におきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行う ものでございます。

内容は、期末手当の支給率についてでございます。

会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同じ支給割合を使用しているため、本来であれば会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるところでありますが、年度途中での採用、退職が頻繁にあることから、会計年度任用職員の人事院勧告の内容は翌年度の支給分から反映させることとするため、常勤職員の改正前の支給率で据え置くための改正でございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

上から5行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は令和2年12月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における給与条例第20条第2項の規定の適用については、改正前の割合を適用するものでございます。

以上で、議案第95号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員会付託を省略することに決しました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第95号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採 決いたします。

議案第95号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第5 議案第96号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) それでは、議案第96号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号) につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容でございますが、本年9月議会においてご可決いただきました熊取永楽墓苑管理 システムの導入に関連した債務負担行為の補正となっております。 それでは、1ページをご覧ください。

第1条 債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加・変更は、第1表債務負担行為 補正によるとしてございます。

その内容につきましては、次のページをご覧ください。

まず、1、追加の口座振替収納に係るデータ伝送業務委託でございます。

墓苑管理料の年払い制度の導入に伴い、新たに熊取永楽墓苑管理システムを導入する予定となっておりますが、これまで納付書でしか納付することができなかった管理料について、さらなる墓苑使用者の利便性向上を図るため、口座振替を導入することといたしました。その導入に当たりましては、指定金融機関とのデータ伝送に係るシステム構築を今年度から次年度にかけて併せて行う必要があることから、今回、当該業務委託を追加するものでございます。

次に、2、変更の熊取永楽墓苑管理システムの賃借でございます。

まず、期間の設定につきましては、支払いは次年度以降となりますが、入札事務を含むシステム 構築の準備行為が今年度から始まっていることを踏まえ、実情に合わせるため、令和3年度から令 和7年度までとなっているものを令和2年度から令和7年度までに変更するものでございます。

また、限度額でございますが、9月議会においてご可決いただきました限度額を基に入札事務を 執行いたしましたが、応札者がなく不調となったことから、今回、リース利用率見直し分である57 万5,000円を増額するものでございます。

なお、3ページの債務負担行為に係る補正調書につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第96号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員会付託を省略することに決しました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

議案第96号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。 町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、誠にありがとう ございました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策が喫緊の課題として求められる中、計 画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。 さて、第3波が押し寄せる中、皆様不安とストレスを感じながら日々を過ごされているかと存じます。一刻も早い終息を願いつつ、今後も、町としましても全力を挙げて様々な対策を講じてまいります。議員の皆様方におかれましても、行政との緊密な連携をお願いいたしますとともに、一丸となってこの難局を乗り切っていきたいと思いますので、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

最後に、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を 賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。 本日はありがとうございました。

議長(矢野正憲君)これをもって、令和2年第3回熊取町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありが とうございました。

(「11時44分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年11月27日

熊取町議会

 議
 長
 野
 正
 憲

 議
 員
 生
 谷
 陽
 子

 議
 員
 文
 野
 慎
 治